

交通・学童等災害共済の 加入受付開始

2月
1日(金)
から

大人
交通共済
500円

18歳未満
交通共済と
学童共済
あわせて
200円

平成25年度分の共済加入受付が2月1日(金)から始まり、みなさんのお加入をお待ちしています。

交通災害共済制度とは

交通事故による災害を受けたとき、死亡または傷害の程度に応じて見舞金を支給する制度です。

自動車やバイクが関係する事故だけでなく、自転車の転倒などの単独事故や、電車・バス、船舶や航空機などの運行上の事故(すべて事故証明書が必要)も対象となります。



子どもには学童等災害共済も

18歳未満のかたを対象とした学童等災害共済は、生活全般の事故によるけがを対象としています。(ただし、交通事故や登下校・部活動を含む学校等教育機関の管理下での事故は対象外です。)

交通災害共済とあわせて加入することができます。



	交通災害共済	学童等災害共済
加入できるかた	市内に居住し、住民基本台帳に登録されているかた	市内に居住し、住民基本台帳に登録されている0歳から18歳未満のかた
年会費	大人500円 18歳未満100円	100円
共済期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで (4月1日以降に加入した場合は申込受付時から平成26年3月31日まで)	
加入方法	<ul style="list-style-type: none"> 次の場所で加入申込書に会費を添えてお申し込みください <ol style="list-style-type: none"> 交通安全対策課(市民会館事務棟2階)、各支所、川口駅前行政センター、各連絡室(西川口駅・蕨駅前芝・鳩ヶ谷駅) 公民館での出張受付(下の日程表をご覧ください) 加入申込の取りまとめを実施している町会・自治会 受付は、2月1日(金)から随時 	
対象となる事故	自動車、バイク、自転車など車両が関係した交通事故など (自転車の単独事故も警察署に交通事故の届け出をしてください)	<ol style="list-style-type: none"> 公園、広場などでの遊び中の事故 家庭などでの事故 スポーツによる事故 そのほか生活全般にわたる事故
見舞金	1等級の150万円から8等級の1万5千円まで (傷害の程度に応じて支給)	1等級の100万円から7等級の1万5千円まで (傷害の程度に応じて支給) (最低7日以上治療実日数が必要です)

※交通・学童等災害共済の見舞金請求期限は事故発生日から1年以内です。1年を超える治療の場合は期限前に必ずご相談ください。

公民館での出張受付日程表(平成25年度募集分)

2月	9:30~11:30	13:30~15:30
15日(金)	上青木公民館(コミュニティホール)	南平公民館(講座室1号)
19日(火)	前川南公民館(会議室)	里公民館(会議室3号)
20日(水)	芝北公民館(会議室)	戸塚西公民館(講座室)
21日(木)	領家公民館(視聴覚室)	横曽根公民館(会議室)
26日(火)	芝富士公民館(図書室)	芝富士公民館(図書室)

問い合わせ…交通安全対策課庶務係(市民会館事務棟2階)

☎048-259-9023 FAX048-254-3471